

フランス第三共和制におけるワイン法の成立

—80周年を迎えたAOC制度の意義—

蛭原 健介

はじめに

ワイン市場を規律するフランスの諸法令は、その多くが第三共和制期に制定されたものである。それらのなかで、もっともよく知られているのは、1935年7月30日のデクレ＝ロワであろう⁽¹⁾。なぜなら、このデクレ＝ロワによってこそ、AOC (Appellation d'Origine Contrôlée) 制度（日本語では、「原産地呼称統制」「原産地呼称管理」「原産地呼称規制」などと訳されている）が導入されたからである⁽²⁾。

フランスでは、20世紀初頭から原産地呼称の保護をめざす法律の制定が企図されてきた。その法案の制定は、第一次世界大戦によって中断したものの、戦後まもなく立法化され、施行された。これが「原産地呼称 (Appellation d'Origine) の保護に関する1919年5月6日の法律」である⁽³⁾。この後さらに十数年を経て、ワインの原産地呼称の保護を徹底するための新たな法律として制定されたのが、1935年7月30日のデクレ＝ロワであった⁽⁴⁾。

AOCは、決められた地理的範囲内で収穫されたブドウのみを原料とし、かつ、定められた品質要件を充たしたワインのみに、当該「原産地呼称」の使用を認めるという制度である。たんに当該産地のブドウを使いさえすれば、その「原産地呼称」を使用できるわけではなく、品質要件まで充足すべきことが要求され

ている点が重要である。

そもそも 1919 年の法律が制定される前のフランスでは、ワイン産地の名称の保護はきわめて不十分であり、産地偽装が後をたたなかつた。そこで、生産者たちは、不正行為による権利侵害を防ぐために、産地呼称の保護を強く求めたのである。しかし、1919 年法は、いわば「コントロール（統制・管理）されていない原産地呼称」とでもいうべきものであり、その問題点を克服すべく生み出された制度こそが、「コントロール（統制・管理）された原産地呼称」、すなわち AOC 制度であった。

他方で、産地偽装以前の問題として、19 世紀から 20 世紀にかけて、フランスでは不正ワインやワインの模造品が市場に大量に流通し、フランス国内のブドウ栽培農家やワイン生産者を苦しめていた。そのようなワイン市場の危機的状況の中から生まれたのが、ワイン市場を規律する一連の法令である。

本稿では、第三共和制期の諸立法が制定された背景を明らかにしながら、とりわけ 1935 年 7 月 30 日のデクレ＝ロワのもつ歴史的意義を考えることとしたい。

1 第三共和制期におけるフランスのワイン市場

(1) フィロキセラ禍とワイン生産量の激減

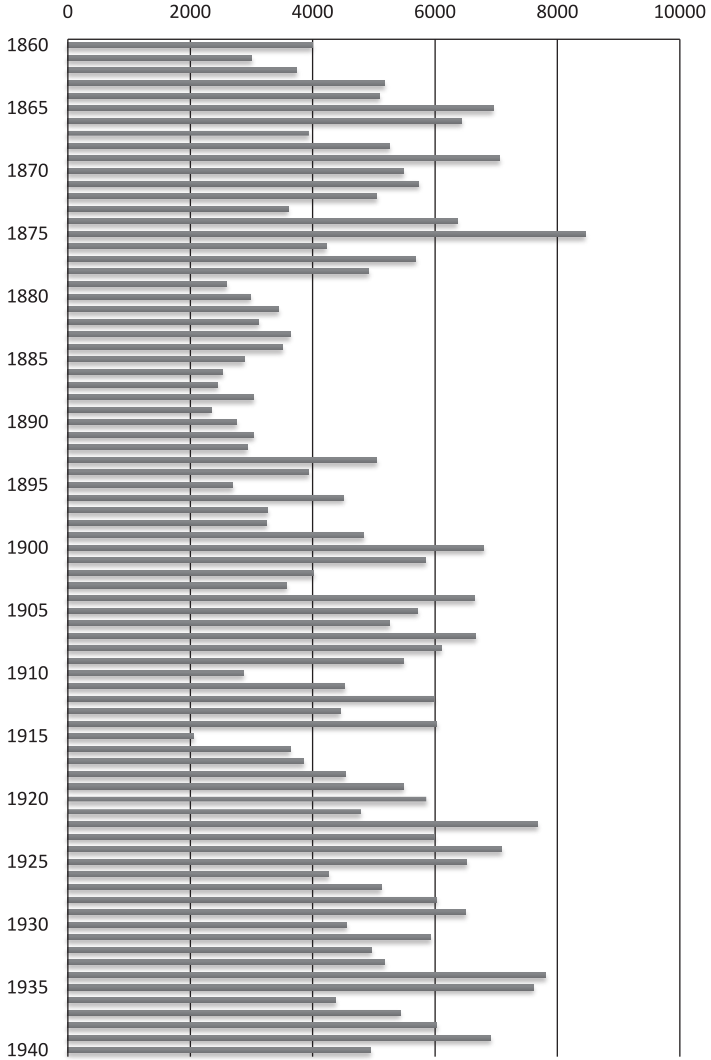
19 世紀のフランスでは、今日もはるかに多くのワインが生産されており、ジルベール・ガリエは、『ワインの文化史』において、1854 年から 1875 年までを、フランスにおける「ブドウ畑の黄金時代」と称している⁽⁵⁾。

第三共和制憲法が制定された 1875 年、フランスでは、ブドウが大豊作となり、年間生産量約 8450 万ヘクトリットルを記録した（図表 1 参照）。今日の生産量のおよそ 2 倍に相当する膨大な量である。ブドウ畑の面積も、現在の 3 倍に匹敵する 240 万ヘクタールを超えていた⁽⁶⁾（図表 2 参照）。

フランス第三共和制におけるワイン法の成立

図表1 フランスにおけるワイン生産量の推移

(単位:万hl)

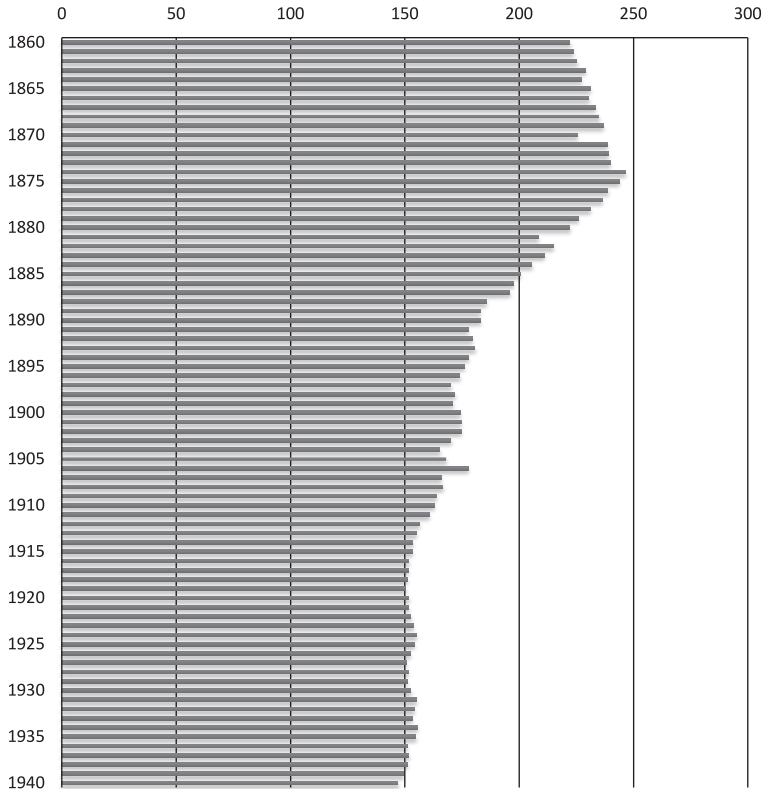


出所：Marcel Lachiver, *Vins, vignes et vignerons : Histoire du vignoble français*, Fayard, 1988.

フランス第三共和制におけるワイン法の成立

図表2 フランスにおけるブドウ栽培面積の推移

(単位:万ha)



出所：Marcel Lachiver, *Vins, vignes et vignerons : Histoire du vignoble français*, Fayard, 1988.

他方で、当時のフランスでは、都市人口が増加したうえ、労働者の購買力が向上したこともあって、ワインの消費も大幅に増加していた。需要が増加しても、産業革命とともに鉄道網が整備されたおかげで、多くのワインを消費地に供給することができた。とりわけ鉄道の恩恵を受けて大繁栄したのは、南仏のラングドック地方であった。ラングドック・ルシヨン地方のワイン生産量は、1850

年代には500万ヘクトリットル程度であったが、1870年代には約1500万ヘクトリットルまで増加し、全国生産量の3割近くを占めるにまでなったという。

しかしながら、1875年をピークに、フランスのワイン生産量は激減することとなるが、それは、害虫フィロキセラによって、フランスのブドウ畑が壊滅的な被害を受けたためである。フィロキセラは、ブドウネアブラムシともいい、その名の通り、ブドウ樹の根に寄生し、樹液を吸い取り、枯死させる。北米原産のブドウは、フィロキセラに対する抵抗力を有していたが、ヨーロッパ系の品種は耐性をもたず、被害が広がることとなった。

フィロキセラの被害がフランス国内において最初に確認されたのは、1863年であった。苗木屋が、生産量を増加させる目的でアメリカから持ち込んだブドウの木についていたフィロキセラが、抵抗力をもたないフランスのブドウ畑に広がり、やがてはヨーロッパ全域に甚大な被害をもたらすこととなったのである。フィロキセラは、「ブドウの樹そのものの存亡に関わる、けたはずれに重大な危機」⁽⁷⁾であり、その被害は、それまでの害虫や病気による被害よりもはるかに深刻であった。南仏のガール県では、ブドウの栽培面積は、1871年には88000ヘクタールであったのが、1879年には15000ヘクタールに激減し、エロー県でも、1872年には22万ヘクタールであった栽培面積が、1881年には9万ヘクタールにまで減少している⁽⁸⁾。

1879年以降、フランスにおけるワイン生産量は3000万ヘクトリットルを下回るようになり、べト病も発生した1889年には、2340万ヘクトリットルにまで減少した⁽⁹⁾。1875年と比較すると、生産量は3分の1以下にまで減ったことになる。当時のフランス国内のワイン消費量は、年間4000万ヘクトリットルを推移しており、フィロキセラ以前は、この消費量を十分に上回る量のワインが生産されていたが、フィロキセラの被害が広がると、生産量は激減し、消費量を下回った。

こうした生産量の減少にもかかわらず、ガリエは、フランスの消費者はワイ

ン不足を感じることはなく、小売価格が上がることもなかったと指摘しているが、⁽¹⁰⁾ その理由のひとつは、国外からフランスに入ってきた輸入ワインの存在である。フィロキセラはヨーロッパのワイン生産国を同時に襲ったわけではなかった。イタリア南部に被害が出たのは1890年頃で、イタリア北部・中部、スペインは1900年以降、ドイツで被害が広がったのは第一次世界大戦以降であり、フランスで被害が確認されてからかなり後のことである。ヒュー・ジョンソンは、「スペイン、ポルトガル、イタリアなど、フランスのすべての競争相手にとって、フィロキセラの出現は、脅威であると同時に好機であると思われた」⁽¹¹⁾ と述べている。1870年から90年までの20年間で、イタリアワインの生産量は2倍になり、とくに南部とピエモンテにおいて著しい増加が見られたという⁽¹²⁾。周辺のワイン生産国のブドウ畑がフィロキセラに襲われるまでは、大量のワインがフランスに向けて輸出されており、フランスの輸入量は、1880年が700万ヘクトリットル、1887年には1200万ヘクトリットルにまで増加した。同様に、1830年以降フランスの支配の下に置かれていたアルジェリアのワインも輸入された⁽¹³⁾。

もうひとつの理由は、1880年以降急増したワインの模造品の生産である。ギリシアやトルコから輸入された乾燥ブドウに水を加えて発酵させ、香料や着色料を添加した「レーズンワイン」が製造され、ワインの代用品として流通した⁽¹⁴⁾。1875年以前は、乾燥ブドウは、もっぱら製菓用として用いられるにすぎなかったが、1880年代に入って「レーズンワイン」の製造を目的とする輸入が激増し、年間100万トンを超える量の乾燥ブドウが輸入されるようになった⁽¹⁵⁾。また、ブドウを圧搾した残りの搾りかすに水と砂糖を添加し、発酵させて色付けした「砂糖ワイン」も製造された。農家が栽培した新鮮なブドウを使わずに製造された模造品の存在は、その後、フィロキセラ禍から立ち直った栽培農家を大いに苦しめることとなった。

(2) フィロキセラの克服と生産量の拡大

フランスでは、さまざまなフィロキセラの駆除方法が考案され、たとえば、ラングドック地方では、畑を水没させたり、砂を撒いたりといった対策がとられた。冬期にブドウ樹を冠水させれば、根を好んで攻撃するフィロキセラの卵のふ化を防ぐことができるからである。また、フィロキセラは、砂粒の中では容易に前進することができず、したがって、砂地では比較的被害が少なかった⁽¹⁶⁾。

このほか殺虫効果を有する二硫化炭素を畑に注入する駆除法も試みられたが、二硫化炭素は揮発性が高く、爆発する危険があり、その毒性は人体にも致命的な影響を及ぼすため、作業には困難がともなった。リスクが高いだけでなく、莫大な費用を要することもあって、ロマネ・コンティの畑でも1944年を最後に二硫化炭素の使用は放棄されている⁽¹⁷⁾。

前述のように、アメリカ系のブドウ品種は、フィロキセラに対する耐性を有しており、それゆえ、ヨーロッパ系品種の代わりにアメリカ系品種を植え付けようとする生産者もあった。とくに、病気や害虫に強く、栽培が容易で、肥料も少なく済む品種（オテロ、ジャケ、ノア、クラントン、エルブモンなど）が選ばれた⁽¹⁸⁾。これらの品種は、産出量が多かったものの、ワインの品質はきわめて悪く、とりわけフォクシーフレーバー（キツネ臭といわれる異臭）が激しく、飲むに耐えないものであったという⁽¹⁹⁾。

そこで、ヨーロッパ系品種とアメリカ系品種の交配も試みられた。アメリカ系品種に比べれば、このような交雑種を使用したワインの品質は優れており、フィロキセラに抵抗力があるばかりでなく、多産でもあったが、高品質のワインを造るには、ヨーロッパ系品種の栽培を諦めるわけにはいかなかった。

結局、フィロキセラを克服する最良の方法は、ヨーロッパ系品種をアメリカの台木に接ぎ木することであった。フィロキセラ耐性のあるアメリカ系品種を

台木にしてヨーロッパ系品種を接ぎ木すれば、アメリカ系品種や交配種よりもはるかに高品質のワインが得ることが可能になる。もっとも、この方法も費用がかかるため、十分な資金をもたない小規模生産者は、アメリカ系品種や交雑種を使い続けるほかなかった。

アメリカ系品種や交雑種への植え替え、あるいは、アメリカ系品種への接ぎ木によって、一時的に激減したワイン生産量は徐々に回復した。とりわけ、ヨーロッパ系品種を引き抜いて新たに植え付けられたアメリカ系品種や交雑種は多産であったため、1ヘクタールあたりの産出量は、フィロキセラ以前と比較して、増加したところもあった。1889年には2340万ヘクトリットルにまで落ち込んでいたフランスのワイン生産量は、1893年には、豊作のおかげで5000万ヘクトリットルまで回復した。

生産量が回復しても、市場では依然として輸入ワインやワインの模造品が安価で流通していたため、フランスワインの生産が回復すると直ちに供給過剰が生じ、ワインの価格は大きく下降した。ワイン生産量は、1900年には6800万ヘクトリットルに達し、以後1909年まで6000万ヘクトリットル前後の生産量で推移したが、同時期におけるフランス国内の消費量は、5000～6000万ヘクトリットルであり、十分国内需要を満たすことのできる量のワインがフランス国内で生産されていた。

ジルベール・ガリエによれば、輸入ワインやワインの模造品まで含めると、実際には、消費量を大幅に上回る8000万ヘクトリットルが市場に出回り、消費されたのは、そのうちの3分の2にとどまると推測されている⁽²⁰⁾。需要と供給の不均衡は、価格を下落させ、とりわけ、いち早くフィロキセラを克服していたラングドックの生産者を苦しめた。ヒュー・ジョンソンは、1880年代には、ラングドックで100リットルのワインは30フランの値を付けていたが、1900年までに、生産原価(15フラン)よりも低い10フランにまで下がったと指摘している。1907年には、ワインの価格は、原価の半分以下にまで下落し、

生産者は、暴動を起こさざるを得ない状況にまで追い込まれた⁽²¹⁾。

2 19世紀末の諸立法

(1) 1884年の砂糖法

ブドウの搾りかすやレーズンを使って製造されるワインの模造品は、フィロキセラ禍に起因するワイン供給量の激減を補うものではあったが、真正のワインの生産者にとって、その存在は、自らの造ったワインの売れ行きを危うくするおそれがあり、禁止されるべきものであった。しかしながら、当初は、むしろ模造品の製造を助長しかねない法律も作られた。1884年7月29日の砂糖法がそうである⁽²²⁾。

この法律は、砂糖に課されていた税金を大幅に引き下げるものであったが、そのねらいは、フィロキセラの被害で収穫量が激減した生産者を救済することにあった。ワインのアルコール濃度を引き上げるために砂糖が用いられることから、砂糖に課されていた税金の負担を軽減する優遇措置を実施すれば、生産者を救済することができると考えられたのである。しかし、この法律によって、かえって砂糖の使用が促進される結果となり、ワインの品質は大幅に低下することとなった。

結局、この法律は、生産者を救済するどころか、模造ワインを市場に蔓延させ、ワインの販売不振や価格下落をさらに悪化させた。フィロキセラ対策によりブドウ畑が復興し、フランスワインの生産が回復すると状況はますます悪化し、各地の生産者団体は、真正なワインを守り「砂糖ワイン」を排除するために、法律の廃止と砂糖に対する課税の強化を求めた。

このような生産者からの批判を受けて、その後、購入可能な砂糖の量について制限が課されることとなったが、模造ワインは、20世紀に入ってからも依

然として市場に流通し、それが禁止されたのは、1907年のラングドックの暴動以降のことであった。

(2) 1889年のグリフ法

1884年の砂糖法から5年後、1889年8月14日のグリフ法では、はじめて法律によってワインの明確な定義が定められた⁽²³⁾。

この法律の第1条は、「新鮮なブドウを発酵させて造られる産品以外のものをワインの名の下に、発送し、販売してはならない」と規定し、また、この規定に違反する行為を行った者には、25フラン以上500フラン以下の罰金および禁錮10日以上3月以下の刑罰に処されることとされた(6条)。したがって、この定義に合致しない商品、すなわち、「新鮮なブドウ」ではなく乾燥ブドウを使って製造された「レーズンワイン」や、ブドウの搾りかすを使った「砂糖ワイン」といったワインの模造品は、「ワイン」という名称で販売することは禁じられる。このようなグリフ法におけるワインの定義は、今日のEUワイン法やOIV(国際ブドウ・ワイン機構)の基準にも受け継がれ、ワインの定義のグローバル・スタンダードとなっている⁽²⁴⁾。

しかしながら、グリフ法は、ワインの定義を定めながらも、模造ワインの製造それ自体を禁止するものではなかった。ブドウのマール(ブドウやワインの搾りかすでつくる蒸留酒)に水とアルコールを添加して発酵させたものは「砂糖ワイン」という名称でしか販売できない(2条)、あるいは、レーズンに水を添加して発酵させたものは「レーズンワイン」という名称でしか販売できない(3条)と規定しており、そのような名称を表示する限りにおいて、販売することは許された。定義上は「ワイン」と呼べなくなった製品を「健康的飲み物」と銘打って販売する模造品の製造業者もあったとガリエは指摘している⁽²⁵⁾。

その後、1894年7月24日の法律では、ワインに対する水やアルコールの添加は禁止され、違反行為には刑罰が科されることとなった⁽²⁶⁾。しかし、実際に

は、生産者や卸商によるワインの水増しを取り締まることはできても、小売商が行う水増しまで検査することは容易ではなく、また、模造ワインの水増しだけでなく、真正なワインまでも頻繁に水増しされていたとの指摘もある。

(3) 1900 年法による入市税と小売税の撤廃

アンシャン・レジーム下のフランスにおいては、ワインに高額な税金が課され、これが革命を引き起こす一因となったともいわれている。パリでは、人頭税のかわりに入市税が市の財源となっていたこともあって、その税額は極端に高く、民衆は、農村よりも何倍も高いワインを飲まざるを得なかった。課税方式については、価格に一定の割合を課す従価課税ではなく、数量に応じて一定の金額を課す従量課税が採用されていたが、この方式は、並酒には不利であった⁽²⁷⁾。

パリでは、1789年7月11日から13日にかけて、入市税門が襲撃され、7月14日にはバスティーユの監獄が陥落し、8月には封建的特権の廃止も決議されたが、革命が勃発しても入市税は残されたままであった。1791年5月ようやく入市税が撤廃され、徴税所は閉鎖されるにいたったが、1798年12月の法律では再び復活している。

入市税は、その後100年以上たって、1900年12月29日の法律によって最終的に廃止された⁽²⁸⁾。この法律では、ワインに課されてきた入市税と小売税を撤廃し、100リットルあたり1.5フランの流通税(droit général de circulation)のみが課されることとなったが、そのねらいは、ワインに対する課税を軽減する措置によって、販売不振に陥っていたフランスのワイン生産者やブドウ栽培農家を救済することにあつた⁽²⁹⁾。

しかし、入市税や小売税が廃止され、ワインの消費が多少増えても、需要と供給の不均衡が改善されるにはいたらなかった。相変わらず市場では安価な輸入ワインや模造ワインが流通し、しかも1900年から1909年まで豊作が続き、大量のワインが生産されたため、著しい生産過剰となっていたからである。か

かる危機的な状況の中で、1907年に生産者の暴動が引き起こされることとなる。

3 ラングドックの暴動と1907年の諸立法

(1) ラングドックの暴動

19世紀後半以降、ラングドック産ワインは、フランスの全生産量の4割近くを占めるまでになり、ワインにかかわるさまざまな産業が発達し、ワインの価格に景気が左右される状況にあった。それゆえ、ワイン価格の暴落は、ラングドックのワイン生産者やブドウ栽培農家を直撃するのみならず、南仏の景気全体を悪化させる引き金となった。

価格暴落の原因については、ワインの模造品が大量に流通して供給過剰になったという説、ラングドック産ワインのたんなる過剰生産という説、アルジェリアやイタリアなど外国のワインがフランス市場に流入して供給過剰に陥ったという説、さらには、シードルなどの他の酒類やソフトドリンクとの競合でワインの消費が落ち込んだという説などが提示されている。このうち、ラングドックの生産者や農家の間では、模造ワインの存在が最大の原因であるとする考えが支配的であり、搾りかすを使ったワインの模造品を製造する業者が激しく非難された。搾りかすに添加される砂糖を生産していた北フランスの甜菜栽培者や製糖業者も、同様に批判の対象であった。

1907年にラングドックで展開されたワイン生産者たちの運動は、《la révolte du Midi》と呼ばれている。その運動の中心人物は、オード県のカフェの経営者でブドウ栽培農家でもあったマルスラン・アルベールであり、かれは、栽培農家を動員して、まがい物の防止策をとるよう政府に要求した。ラングドックの主要都市では毎週日曜日に集会が開催され、数多くのブドウ栽培農家に参加した。1907年5月5日にナルボンヌで開催された集会には約8万人の参加者

が集まり、模造ワインの禁止を政府に要求した。かれらにとって、ラングドックの真正なワインは「フランスの偉大な遺産」であり、模造ワインは地域経済を破壊するだけでなく、フランスの価値を破壊するものとされ、真正なワインを守ることは、フランス全体の利益になるという認識が共有されていた⁽³⁰⁾。

1907年5月12日、元下院議員でもあったナルボンヌ市長エルネスト・フェルルは政府に向けて最後通牒を発した。同年6月10日までに、政府が模造ワインを禁止する措置をとらなければ、南仏の市町村長は辞任し、税金の支払いを拒否するというものであった⁽³¹⁾。

同年6月9日、ラングドックの中心都市モンペリエで開催された集会には、約60万人の参加者が集結した。当時のラングドックの人口の半数がこの日の集会に参加し、第三共和制下で最大規模のデモとして記録されている。翌日6月10日には、ラングドック・ルシヨンの442の市町村の首長が辞任を表明し、税金支払い拒否が宣言されたが、これに対して、クレマンソーは強攻策をとり、フェルルがナルボンヌで逮捕され、軍隊の発砲によって複数の死傷者が出ることとなった⁽³²⁾。

このような事態の展開を受けて、国会では、ワインの不正行為を防止するための法案の審議が進められた。ラングドックの暴動は武力で鎮圧されたが、これが契機となって、1907年の一連の諸立法が制定され、フランスでは模造ワインの製造は事実上不可能になった。

(2) 1907年の諸立法

1907年、国会では、不正行為の防止策として一連の重要立法が制定されたが、そのひとつが、1907年6月29日の法律である⁽³³⁾。クレマンソー内閣の財務大臣ジョセフ・カイヨが法案提出者であったため、カイヨ法とも呼ばれている。

この法律により、生産者は、その年の生産量と在庫量、ブドウ栽培面積をその産地の市町村役場に申告することが義務づけられた(1条)。また、虚偽の申

告を行った者は、100フラン以上1000フラン以下の罰金に処されることとされた。行政が、ブドウ畑の面積や、ワインの生産量と在庫量を把握することで、ワインの水増しを防ぐことができると考えられたためである。また、搾りかすを使った「ピケット」の製造は、自家消費だけに制限され、その製造量や砂糖の添加量にも上限が定められた(6条)。これに違反した者は、500フラン以上5000フラン以上の罰金に処され、さらに、販売目的で製造した場合には、その2倍の罰金が科されるものとされた(7条)。果汁を補糖する際に用いられる砂糖にも100キログラムにつき40フランの税金が課されることになった(5条)。

このほか、1907年7月15日の法律では、ワインとアルコール類の流通を監督する体制が整備され⁽³⁴⁾、さらに同年1月30日の財政法と同年10月21日のデクレによって、後述する1905年8月1日法を実施する責任を負う機関として、不正行為取り締まり総局(Direction Générale de la Concurrence, de la Consommation et de la Répression des Fraudes)が創設された。さらに、1907年9月3日のデクレでは、あらためて「新鮮なブドウまたはブドウ果汁をアルコール発酵させた飲料でなければ、ワインという名称で販売してはならない」という定義が再確認され(1条)、また、ワインの原産地や実質的な品質に関して購入者を騙す目的で、ワインの自然な状態を改変する行為が禁止された(2条)⁽³⁵⁾。

1907年9月3日のデクレにおけるワインの定義は、1889年のグリフ法におけるワインの定義とほぼ同じであるが、前述のように、グリフ法は、模造ワインそれ自体を禁止するものではなく、その製造を防止することはできなかった。1907年の諸立法によって、模造ワインの製造が事実上不可能になったことで、こうした模造品はようやく市場から追放されることとなったのである。

4 産地偽装との闘い

(1) 横行する産地偽装

ワインの不正行為は、模造ワインの製造にとどまらず、有名な産地や生産者を偽って表示する行為も横行していた。とりわけ偽装の多かったのは、世界的な名声を博していたボルドーである。ボルドーは有名であったがゆえに、市場にはまがい物があふれていた。スペインやアメリカのワインが「ボルドー」を名乗ることもあった。

フィロキセラの被害でボルドー産ワインが品薄になってくると、産地偽装や有名生産者の名称を詐称する業者が続出した。1904年12月のメドック格付けシャトー組合の総会で、格付け第4級のシャトー・デュアール＝ミロンの経営者であったカステージャは、以下のように述べている。「スペイン産のワインの樽がボルドーの港に持ち込まれる。樽にはスペイン産を示すラベルが貼ってあるが、それを削り取って、ボルドー港から欧州各地に販売する。船荷証券はボルドーで発行され、それが産地証明の代わりとなっている」⁽³⁶⁾。

産地偽装のみならず、ボルドー以外のワインをブレンドする行為も広く行われていた。一部のネゴシアンは、伝統的なボルドーの生産区域内で産出されたワインと、ガロンヌ河やドルドーニュ河の上流の産地で産出されたワインをブレンドし、それを「ボルドーワイン」の名の下に販売していた。アルジェリアや南仏のワインとブレンドされたものが「ボルドーワイン」として販売されることもあった。

フィロキセラ禍が克服され、畑の復興が進むと、生産量が不足していたボルドーでも生産過剰が深刻な問題として意識されはじめる。1880年代においては、ボルドーワインの産出量は、ほぼ180万ヘクトリットル以下にとどまって

いたが、1893年には約490万ヘクタリットルに増加し、その後も400万～500万ヘクタリットルのワインが産出された⁽³⁷⁾。ボルドーでは、ラングドックのような暴動には発展しなかったが、ボルドーの生産範囲の画定は、ジロンド県と隣県との対立の火種となった。

(2) 1905年法による産地偽装防止

20世紀初頭、フランスでは、水増しされた汚染牛乳が原因で年間5万人の子どもが犠牲になるという事件が発生し、社会問題になっていた。この事件を契機に消費者保護の必要性が強く意識されるようになり、不正行為や産地偽装を防止するための法律が制定された。1905年8月1日の「商品販売における不正行為と、食料品と農産物の偽造の防止のための法律」がこれである⁽³⁸⁾。この法律は、ワインのみならず農産物および食品全般を対象としており、今日ではフランスの消費者保護法の出発点と位置づけられている⁽³⁹⁾。

1905年法は、第1条において、「商品の性質、品質 (qualités substantielles)、成分、誤って表記された原産地が主要な販売力となっている場合の原産地…について契約者を騙した、又は騙そうとした者は、3月以上1年未満の禁錮、および罰金に処する」と規定している。この法律は、原産地について虚偽の表示を行い、消費者を騙そうとした者に刑罰を科すこととしたのである。

もっとも、ワインについては、どこが「原産地」なのかはかならずしも明確ではなく、その画定作業が各地で紛争や深刻な対立を引き起こした。

1905年の法律は、その後、1908年8月5日の法律(カズヌーフ法)によって改正された⁽⁴⁰⁾が、トリマイユによれば、この改正には2つの目的があった。ひとつは、1905年法により実施された不正防止に関して、欠陥のある規定を補完することであり、もうひとつは、高品質ワインの生産者の要求に応え、行政規則により、産地の呼称を排他的に使用できる地域の範囲を政府が画定することであった⁽⁴¹⁾。

かくして、1908年法では、「製品の産地の呼称を主張することができる地域の範囲の画定は、従来からの地元の慣習（un usage local et constant）にもとづいて行う」とする規定が追加され、実際には、コンセイユ・デタが産地確定につき責任を負うこととなった。当初、中央政府は、それぞれの産地に委員会を設置し、そこでまとめられた意見をもとに判断することを意図していたが、それらの委員会は、産地の呼称を名乗ろうとする市町村の間の紛争に巻き込まれ、判断を下すことのできない状況に陥った。そこで、政府は、技術者や学識経験者の意見にもとづいて決定する方針に変更し、シャンパーニュ（1908年12月17日のデクレ）、コニャック（1909年5月1日のデクレ）、ボルドー（1911年2月18日のデクレ）、バニユルス（1909年9月18日のデクレ）の産地画定が行われた⁽⁴²⁾。

（3）行政による産地画定

1908年8月5日の法律は、ワイン産地の呼称を主張できる範囲の画定は、「従来からの地元の慣習」にもとづいて実施することとし、デクレによって、行政が産地の画定を担当することとなった。しかし、この方法は、栽培農家の間に深刻な対立を生じさせ、とくにシャンパーニュでは産地画定をめぐる大規模な暴動を引き起こした⁽⁴³⁾。

シャンパーニュでは、各県の栽培農家やシャンパンメーカーの利害がからみ、産地の画定は困難をきわめた。シャンパーニュの中心地であるランスやエペルネはマルヌ県に位置するが、同県のブドウ栽培農家は、シャンパーニュの呼称を使うことのできる産地をマルヌ県に限定する産地画定を求めていた。かれらにとって、マルヌ県以外で収穫されたブドウを使いながら「シャンパーニュ」の呼称を使用することは、不正行為にはかならず、許されるものではなかった。これに対して、南部のオーブ県のブドウ栽培農家は、シャンパーニュの呼称を使用する権利を死守しなければならなかった。もし、呼称使用の権利が奪われるならば、かれらのブドウやワインの価値は大幅に下落し、大きな経済的打撃

を受けることは明らかであった。また、シャンパンメーカーやワイン商は、マルヌ県であれ、オーブ県であれ、あるいはその他の県であれ、産地に拘らず、安いブドウを求めていた。

シャンパーニュの呼称を使用できる範囲は、1908年12月17日のデクレによって画定されたが、これによってマルヌ県とエーヌ県の一部の村のみが呼称の使用を認められ、オーブ県はその範囲から外された。ただし、オーブ県の原料を使ってマルヌ県でシャンパーニュを製造することは認められた。このような取り扱いについて、マルヌ県の栽培農家は、オーブ県の原料をマルヌ県に輸送することは、「従来からの地元の慣習」ではなく、権利の濫用であると考え、より厳格な基準を求めたのである。

政府は、マルヌ県の栽培農家の要求に応じ、1911年2月10日の法律においては、シャンパーニュの生産地域内で収穫されたブドウを使ったものに限りシャンパーニュの呼称を使うことができるとし、生産地以外での製造も、原料の供給も禁止されることとなった⁽⁴⁴⁾。これにともない、オーブ県のブドウを原料に使った場合には、シャンパーニュと表示することはできなくなり、さらに同年3月、首相エルネスト・モニがシャンパーニュの産地画定の完了を宣言すると、今度は、オーブ県の栽培農家が激しく反発した。半数以上の市町村会議員が抗議の辞職をし、オーブ県の中心都市トロワでは大規模な集会が開かれ、人びとは産地画定の撤回を求めて抵抗した⁽⁴⁵⁾。

このようなオーブ県の反発を見て、上院は、この産地画定はフランスを二分する元凶になっているとして、4月11日にその廃止を決議したが、これに対して、マルヌ県の栽培農家が激高し、大規模な暴動に発展した。別の産地のワインを仕入れて偽物を造っているとみなされたシャンパンメーカーは襲撃の標的となり、ブドウ樹が焼き払われ、数百万本のボトルが割られた。事態を収拾させるため、政府は、1911年6月7日のデクレにより、マルヌ県を真正なるシャンパーニュの産地とする一方で、オーブ県についてもシャンパーニュの「第2

区域」として認め⁽⁴⁶⁾、さらにその後、1927年7月22日の法律によって、同県を含む5県が正式にシャンパーニュの産地であることが確認された⁽⁴⁷⁾。

周知のように、当時のフランス社会は、「ドレフュス事件」をめぐる、「ドレフュス派」と「反ドレフュス派」で二分され、深刻な対立状況に置かれていた。シャンパーニュにおける産地画定をめぐる紛争も、2つの産地の対立を激化させ、シャンパーニュを二分させる事態となった。行政による産地画定が失敗に終わった事例として、今日でも多くの文献で紹介されている。

(4) ボルドーにおける産地画定

他方で、ボルドーにおける産地画定も混乱を招き、産地間の対立を引き起こした。前述のように、その知名度ゆえに、ボルドーでは、産地偽装などの不正行為が繰り返されていた。そこで、1905年8月1日法を受けて、「ボルドー」の産地画定を行うこととなり、ジロンド県の知事を中心に、ジロンド県、ドルドーニュ県、ロット・エ・ガロンヌ県の下院議員などからなる産地画定委員会が発足した。

アンシャン・レージュム期には、いわゆるボルドー特権が維持され、ボルドーワインと内陸部のワインとの明確な区別がなされていたが、19世紀に入ると、内陸部のドルドーニュ県やロット・エ・ガロンヌ県のワインがジロンド県のワインとブレンドされ、ボルドーワインとして出荷されるようになった。なお、ドルドーニュ県は、ベルジュラックの産地であり、ロット・エ・ガロンヌ県は、今日では、ビュゼ、コート・デュ・マルマンデ、コート・ド・デュラスの産地である。

ジロンド県の生産者は、他県のワインが大量にブレンドされていることが生産過剰や販売不振の原因になっていると批判し、「ボルドー」を名乗ることのできるのはジロンド県のみであると主張した。これに対し、ドルドーニュ県やロット・エ・ガロンヌ県の委員は強く反対し、ネゴシアンも、これまで通りブ

レンドを継続したいという意図から、「ボルドー」の産地をジロンド県のみとする産地画定案に反対した⁽⁴⁸⁾。

1909年1月、産地画定委員会は、ジロンド県の生産者の主張を受け入れるかたちで、「ボルドー」の呼称を使うことができるのはジロンド県の市町村のみであるという採択を決議し、農相に報告した。しかし、産地から外されたドルドーニュ県やロット・エ・ガロンヌ県は、委員会の決議に反対し、当時の大統領アルマン・ファリエールがロット・エ・ガロンヌ県出身であったことも影響し、「ボルドー」の産地画定は中央政府の主導で進められることとなった。

問題は、1908年8月5日法にいう「従来からの地元の慣習」が、どの時点での慣習を意味するのか、ということである。ジロンド県のワインのみが「ボルドー」を名乗っていた「ボルドー特権」の時代の慣習と捉えるか、それとも、他県とのブレンドが行われるようになった19世紀以降の慣習と捉えるかで、産地の範囲が異なるためである。

1909年4月、農業省は行政検査官を現地に派遣し、その調査にもとづいて同年8月、コンセイユ・デタは、「ボルドー」の産地には、ジロンド県だけでなく、ドルドーニュ県の41市町村、ロット・エ・ガロンヌ県の22市町村も含まれるという決定を下した⁽⁴⁹⁾。当時のリュオー農相は、コンセイユ・デタの決定に賛同しつつ、「『従来からの地元の慣習』とは、販売と生産の両方だと考える。…昔から、特にフィロキセラ以降から、今回、域内に指定したコミューンのワインはボルドーで販売されていた。そして私の知る限り、それが不法だとして訴追されたことはない」⁽⁵⁰⁾と述べている。

コンセイユ・デタの決定は、中世以来の慣習ではなく、19世紀の慣習、とりわけフィロキセラ以降のワイン市場混乱期の慣習を前提とするものであったため、ジロンド県の代表は、このような産地画定に直ちに反発し、1万人以上の署名を集め、「ボルドー」を名乗ることができるのはジロンド県のみであるという請願書を提出した。そこで、政府は、再度調査を実施することとし、第

二次産地画定委員会が組織され、その委員には、下院議員ではなく、学識経験者などが選ばれた。委員の中には、のちに1935年のAOC法の制定に尽力するキャプユスも含まれていた。第二次委員会は、中世の「ボルドー特権」の時代にまで遡って調査を行い、かつては、ボルドーのセネシャルの地区内で造られたワインのみが「ボルドー風バリック」と呼ばれる小樽に入れられ、「ボルドーワイン」と名乗っていた事実を証明し、結論として、「ボルドー」を名乗ることができるのは、ジロンド県で造られたワインのみであるとした⁽⁵¹⁾。

農相も、第二次委員会の判断を受け入れ、1911年2月18日のデクレで、ボルドーの産地の範囲はジロンド県のみであることが定められた⁽⁵²⁾。これにより、ドルドーニュ県やロット・エ・ガロンヌ県ワインをブレンドした場合には、「ボルドー」と名乗ることは、もはや不可能となった。

5 パム＝ダリア法案と1919年法

(1) パム＝ダリア法案

以上のように、行政主導の産地画定は、シャンパーニュやボルドーで深刻な対立を引き起こすにいたり、その反省をふまえ、行政ではなく、司法に解決を委ねる方法が検討されることとなった。

新たに農相となったジュール・パムは、1911年6月30日、裁判による産地画定の方法を導入する法案を下院に提出した。その法案は、原産地を名乗ることができるかどうかは裁判官が決定することとし、その際、産地だけでなく、その製品の性質、構成および「実質的な品質」について考慮するというものであった。

法案の基本原則は、以下の3つであった。すなわち、第一に、原産地呼称は権利証として定義されること、第二に、法律の適用対象はワインに限られず、

原産地呼称に名声を負うすべての農産物に適用されること、そして第三に、原産地呼称が保護されるのは、当該産地において生産されているからだけでなく、当該産品を価値あるものとする栽培方法や栽培品種に依拠して生産されているからである、という原則であった⁽⁵³⁾。法案によれば、問題となった呼称にかかわる産品の原産地を管轄する民事裁判所において、訴訟が提起されることになっていた。

仮に、この法案通り、原産地を名乗るための要件に品質概念が含まれることになれば、より徹底した不正防止が可能となるはずであったが、粗悪なワインでは「ボルドー」を名乗れなくなることをおそれたネゴシアンがこの法案に反対した。

1913年2月27日、ジロンド県選出の下院議員アドリアン・ダリアは、パムの提出した1911年の法案をもとに作成された法案を提出した。そのため、1913年の法案は「パム＝ダリア法案」と呼ばれている。しかしながら、同年11月に下院でこの法案が審議される中で、品質概念は、最終的に原産地を名乗るための要件から除外されることとなった。

下院議員トレモイユは、ダリアと同じジロンド県選出であったにもかかわらず、原産地を名乗るためには、たんにその産地で生産されればよいのであって、品質要件を盛り込むことは生産者の権利を侵害するものであるとして法案を批判した。また、品質というのは不明確な概念であり、定義することができず、法律に盛り込むのは危険である、品質を備えていることを裁判で証明するのは困難である、品質を備えているかどうかをめぐって無数の訴訟が提起されるおそれがある、等々の理由で法案に反対する議員も少なくなかった。シャンパーニュの産地画定をめぐってマルヌ県と対立したオーブ県選出の議員であったポール＝ムニエがそうである⁽⁵⁴⁾。

このような批判に対して、クレマンテル農相は、ダリアの法案を擁護する立場から、「有名な畑で、貴方ほどに産地名に敏感でない生産者が、収量の多い

ハイブリッド系の品種を植えたとします。そしてそのぶどうからのワインを、その有名な産地名を付けて販売したとしたら、それは貴方自身にとっても、そのクリュにとっても深刻な損害ではないでしょうか」と反論している⁽⁵⁵⁾。

クレマンテル農相や法案提出者であるダリアは、もし品質基準が外されると、栽培が容易で多産な粗悪品種が植えられるようになり、ワインの品質が低下し、産地や生産者の評価も下がることを懸念し、品質要件の必要性を訴えた。しかしながら、結局、下院においては反対派が優勢となり、「実質的な品質」という文言は削除されることとなり、その後、法案が上院に送られても、品質要件が復活することはなかった。

(2) 1919年の原産地呼称法の不明確性

1914年に第一次世界大戦が勃発すると、原産地呼称に関する議論は暫く中断を余儀なくされたが、戦後、1913年2月の法案提出から6年を経て、1919年5月6日の原産地呼称の保護に関する法律が制定された⁽⁵⁶⁾。ヴェルサイユ講和条約の中に、ドイツに原産地呼称の尊重を義務づける条項を入れようという政府の意図もあって、法律の制定が急がれたが、下院の審議で削除された品質要件は結局復活せぬままであった。

1919年の法律では、「原産地呼称（アペラシオン・ドリジヌ）」という概念が採用されたが、これは、後に1935年のデクレ＝ロワによって導入されるAOCとは異なり、不十分なものであった。

1919年法は、第1条で、「ある『原産地呼称』が、直接・間接的に自分たちに損害を与え、…その産地や、従来からの忠実な地元の慣習に反していると主張する者は誰でも、当該呼称の使用の禁止を求めて、裁判上の訴えを起こすことができる」と規定した。品質要件については、ここには明示されておらず、それが含まれているかどうかは、法文上は明確ではなかった。

1913年2月に提出された当初の「バム＝ダリア法案」は、原産地を名乗る

にあたって、産地だけでなく、その名声を形作る実質的な品質についても考慮すべきこととしていた。これに対して、1919年法は、「品質」について明示しなかったため、「原産地呼称」が地理的範囲のみを意味しているという見解と、それだけでなく品質要件まで含むとする見解が導かれ、両者が対立することとなった。

このような2つの見解の対立に決着をつけたのは、裁判所であった。1922年2月6日にボルドーの裁判所が下した判決は、立法者が「実質的な品質」の文言を削除した以上、原産地か、「従来からの忠実な地元の慣習」によって獲得された権利の確認のどちらか一方でもよいとするものであった。この判決は、かならず品質上の要件が含まれていなければならないという解釈を排除する趣旨であったといえる⁽⁵⁷⁾。

破毀院もまたこの立場に与し、1925年5月26-27日の判決において、「従来からの忠実な地元の慣習」にブドウ品種や栽培方法といった品質にかかわる生産上の慣習が含まれていなければならないという解釈を退けた。かくして、裁判所の判例は、地理的な原産地のみを考慮すればよいのであって、品質については判断の際に考慮しなくてよいという解釈にお墨付きを与える結果となった⁽⁵⁸⁾。

こうして裁判所においては、品質概念は軽視され、原産地呼称の使用が認められるかどうかの判断は、アロンディスマンやカントンといった行政区画にもとづいて行われた。のみならず、裁判所は、本来の地理的範囲以外で産出されたワインについても、「従来からの忠実な地元の慣習」で当該原産地呼称の名の下に販売されてきたとして、その呼称の使用を認めることがあった。たとえ第一審で、使用品種や醸造方法といった品質に関する事項が考慮に入れられることがあったとしても、控訴審では、品質概念は無視され、もっぱら地理的な範囲に含まれているかどうかの判断にとどまることが多かった。

もっとも、1930年代に入ると、裁判所の態度にも変化が見られるようになり、

なかでも 1933 年 11 月 21 日に下された破毀院の判決は、品質概念を認めた点できわめて重要である。破毀院が支持した下級審判決は、シャトーヌフ・デュ・パプの原産地呼称を使用するにあたって、使用可能な品種、最低アルコール濃度、ブドウの選別が必須であることといった品質にかかわる基準を考慮すべきとするものであった。判決が、たんに地理的範囲だけでなく、品質にかかわる事項までも原産地呼称を使用する条件に含めたことは、後の 1935 年のデクレ＝ロワに影響を与えたといわれている。

(3) 1919 年法の帰結

1919 年法は、数々の矛盾を含んだ法律であったが、その問題点こそが、後に導入される AOC 制度に多大な影響を与えたことを忘れてはならない。そこで、1919 年法のもたらした帰結を具体的に確認しておこう。

もし、原産地呼称を使用する条件は、地理的な条件のみであって、品質要件は要求されないとするならば、どのような事態が生じるであろうか。1919 年法の下では、その「原産地」で栽培されたブドウを使いさえすれば、どれほど粗悪なワインでも原産地を表示できることとなったが、本来、その呼称は、ワインの地理的な原産地のみによって基礎づけられているわけではない。たとえば、ランスで造られた普通の白ワインを、その地理的原産地がマルヌ県に位置しているというだけで、シャンパーニュの呼称を使用することが許されるべきではなく、シャンパーニュを名乗るためには、ただたんに指定された地域内で収穫されたブドウを使うだけでなく、瓶内二次発酵を行うことにより造られた発泡性を帯びたワインでなければならないはずである。

1919 年法が制定されると、フランス各地で、高品質ワインの生産には適していない土地にまでブドウ畑が拓かれ、高収量の粗悪品種が植え付けられ、それらは既存の原産地呼称の名声を汚すものとなった。ボルドーでは、品質が劣る交雑品種のブドウが使用されたり、ブドウ栽培には適していない「パリュ」

とよばれる湿地帯に植え付けられたブドウが使われるようになったりして、そのような低品質なワインであっても堂々と原産地呼称を名乗っていたのである。

ボルドーのバルサックは、貴腐ブドウから生まれる甘口白ワインで評価の高い産地であったが、その評価を維持するべく、生産者組合が裁判を提起し、湿地帯で栽培されたブドウについては、原産地呼称の使用を阻止することを求めた。しかし、1932年1月8日に下されたボルドーの裁判所の判決は、生産者組合の訴えを退け、たとえブドウ栽培に不適当な湿地帯で栽培されたものを使った品質の劣るワインであっても、バルサックやソーテルヌといった原産地呼称を使用することは認められるとしたのである⁽⁵⁹⁾。そして、控訴院もこの判決を支持し、このような品質の劣るワインが原産地呼称を名乗ることが認められることとなった。

メドックでは、病気に強く、栽培が容易で、かつ高収量であるアメリカ系品種との交雑品種が次々と植えられていたが、これらの品種から造られたワインは、従来のヨーロッパ系品種のワインよりもはるかに品質が劣っていた。にもかかわらず、1919年法の下で、地理上の要件さえ満たしていれば、そのような品種を使ったものであっても、原産地呼称を使用することができたのである。

そのほかにも、1919年法は多くの欠陥を含んでいた。原産地呼称を守るためには、その都度、権利侵害者を訴える必要があり、裁判による事後的な救済を原則としたため、数多くの訴訟が提起された。訴訟提起から判決まで数年がかかり、裁判の遅滞は深刻な問題となっていた。しかも、判決で産地が画定するまでは問題の名称が使われ続け、権利侵害が継続したのである。

また、ようやく控訴院の判決が出されても、1919年法では、その判決に対する破毀申立てが行われたときは、破毀院判決が下されるまでは、判決は停止することとなっていた。そこで、判決が確定するまでの時間稼ぎとして、破毀申立てがなされることも少なくなかったという⁽⁶⁰⁾。

6 1919年法の改正と1935年法の制定

(1) 1927年法による改正

このように、1919年法には数多くの問題点があり、法改正の必要性が説かれた。改正にあたって、裁判官は、原産地呼称の使用が認められるかどうかの判断に際し、品質にかかわる最低限の要件を考慮すべきことが提案された。かくして1919年法が部分的に改正されることになり、1927年7月22日の「原産地呼称の保護に関する1919年5月6日の法律の補足」という法律が制定された⁽⁶¹⁾。

1927年の法律は、1919年法に以下の条項を追加した。

「従来からの忠実な地元の慣習により認められた生産区域およびブドウ品種のものでなければ、いかなるワインにも地方または地域の原産地呼称を名乗る権利はない。

生産区域は、原産地呼称ワインが生産される市町村または市町村の一部を含んだ地面である。

直接交雑品種を用いたワインは、いかなる場合においても、原産地呼称を名乗る権利はない。」

こうして1927年法では、原産地呼称を名乗るにあたって、地理的範囲だけではなく、ワインの品質にかかわる最低限の要件として、ブドウ品種が考慮されることとなった。

1927年法によれば、交雑品種を使ったワインは、もはや原産地呼称を名乗ることはできず、また、交雑種でなくても、その産地で伝統的に用いられてき

た品種以外の品種は、原産地呼称を名乗ることができない。

しかし、品質要件が盛り込まれるようになった以上、技術的な事項を含め、何が「従来からの忠実な地元の慣習により認められたブドウ品種」であるかの裁定を裁判官に委ねることの限界も次第に意識されるようになり、新たな制度が構想されることとなった。

(2) 生産抑制政策がもたらした原産地呼称ワインの品質低下

1929年にはじまる世界恐慌は、ワイン市場を崩壊させ、とりわけ並級ワインの生産過剰が深刻な問題になっていた。そこで、並級ワインの生産抑制を目的として、ブドウ栽培とワインの取引に関する1931年7月4日の法律、すなわち、ワイン生産規範法(Statut viticole)が制定された。これにともない、生産者は、収量に応じた累進制の納付金の支払いを義務付けられるとともに、1ヘクタールあたり400ヘクトリットル以上の収穫がある場合には、部分的に出荷停止の対象となった。また、10ヘクタール以上の畑を所有する者や500ヘクトリットル以上のワインを生産する者は、10年間ブドウの植え付けが禁じられ、一定の量を超えて生産されたワインは、アルコールへの蒸留を義務づけられた。

1931年の法律は、すべてのワインの生産を規制するものではなく、並級ワインの生産のみを抑制しようというものであったため、並級ワインではなく、高級ワインを造れば、このような生産規制から免れることができた。そこで、生産者は、原産地呼称を名乗るワインを造ることを余儀なくされ、規制を免れるために、原産地呼称ワインが次々と出現した。1923年には500万ヘクトリットル以下にとどまっていた原産地呼称ワインは、1931年には約1000万ヘクトリットルに倍増し、さらに、1934年になると、1600万ヘクトリットル近いワインが原産地呼称を名乗っていたという⁽⁶²⁾。1919年法は、このような不正の横行を防ぐことができず、原産地呼称を名乗ることのできない南仏やアルジェ

リアの生産者は、こうした原産地呼称の濫用を厳しく非難した。

かくして1908年法による行政主導の産地画定は挫折し、1919年法にもとづく裁判による産地画定も失敗は明らかであり、むしろ、原産地呼称を名乗るためには、地理的要件だけではなく、品質要件も満たすべきであるという考えが広まりつつあった。

過去の反省をふまえて制定された1935年7月30日のデクレ＝ロワ、すなわちAOC法の生みの親は、もともとジロンド県選出の下院議員で、後に上院議員となったジョセフ・カピュスである。かれは、当時1600万ヘクトリットルも生産されていた原産地呼称ワインを500～600万ヘクトリットルに減らし、適切な量に抑えることが必要だと考えていた。また、原産地呼称ワインをしかるべき品質を備えたものに限定するために、品種や生産地域だけを要件とするのではなく、ワインの品質にかかわる要件、すなわち、1ヘクタールあたりの収量や最低アルコール濃度といった生産基準を課すべきであると主張した。さらにかれは、それぞれの生産地に設立された原産地呼称の保護組合が中心となって、行政の専門家の協力を得ながら生産基準を決定するのが適切であると考えた⁽⁶³⁾。

このほか、ピエール・ル・ロワ男爵もAOC法の制定に貢献した人物である。かれは、シャトヌーフ・デュ・パプのシャトー・フォルティアのオーナーであったが、当時のシャトヌーフ・デュ・パプでは、他の産地のブドウが持ち込まれるなど、不正行為が横行し、ワインの品質低下が深刻な問題となっていた。かれは、産地偽装の防止と原産地呼称の保護強化に取り組み、1924年にシャトヌーフ・デュ・パプの組合を、1929年にはコート・デュ・ローヌの組合を設立し、前述のように、品質基準を前提とする1933年の破毀院判決を勝ち取ることとなった⁽⁶⁴⁾。

(3) 1935年7月30日のデクレ=ロワによる AOC の誕生

1935年3月12日、カピュスは、コントロールされた原産地呼称、すなわち「アペラシオン・ドリジヌ・コントレ」の法案を上院に提出した。品質を管理するための指標としては、生産地域やブドウ品種のほか、1ヘクタールあたりの収量、ワインの最低アルコール濃度、栽培・醸造方法が盛り込まれた。

この法案は、1935年7月30日のデクレ=ロワとして成立し、今日の原産地呼称制度が確立されることとなった。同法によって、現在の INAO(全国原産地・品質管理機関)の前身である CNAO(ワイン・蒸留酒原産地呼称全国委員会)が設置され、原産地呼称ワインの生産条件については、各産地の生産者組合の意見をもとに、この委員会が決定することとした。

1935年のデクレ=ロワは、その21条で、AOCについて以下のように規定している。

「『コントローレ(統制)』という原産地呼称の1区分を創設する。全国委員会(CNAO)は、関係する組合の意見をもとに、各AOC呼称のワインおよび蒸留酒に適用される生産条件を定める。この条件に含まれるのは、生産地域、ブドウの品種、1ヘクタール当たりの収量、および、ブドウの栽培、醸造、蒸留の過程で何も加えない自然の製造を前提とするワインの最低アルコール度である。…各AOC呼称ワインの生産に課せられた条件に適合していなければAOC呼称で販売することはできない。」

このように、1935年のデクレ=ロワによれば、指定された生産地域で栽培され、かつ指定された品種のブドウを使っているにもかかわらず、各AOCで決められた収量、アルコール濃度、栽培・醸造方法といった条件を満たしたワインでなければ、AOCを名乗ることは認められない。1919年法では欠落していた品質にか

かわる生産条件が、ここにおいて明確に規定されたのである。

産地の典型性を維持するためには、その地域において伝統的に使用されてきたブドウ品種に限定することが必要であり、また、1ヘクタールあたりの収量を抑えなければ、高品質ワインを生み出す良質のブドウを得ることはできない。さらに、ワインの品質を保つためには、ある程度のアルコール濃度が必要であり、そのためには糖度の高いブドウを使用するか、補糖をしなければならない。

品質要件が盛り込まれた以上、かりに指定された生産地域で栽培されたブドウのみを使い、指定された品種を使った場合であっても、ワインの生産量が決められた収量を上回ったり、あるいは、糖度の低いブドウを使ったために十分なアルコール濃度が得られなかったりしたときは、もはやAOCの呼称を付して販売することは許されない。生産者は、AOCを名乗るために、決められた収量を超えないようにブドウの収穫量を調整しなければならず、アルコール濃度の基準を満たすことができるよう十分に熟した質の良いブドウを収穫しなければならないのである。

またデクレ=ロワは、ブドウ栽培や醸造過程で何も添加しない自然な製造を前提とすべきことを要求している。模造ワインの製造は、デクレ=ロワ以前の法律によっても禁止されていたが、この規定は、水、砂糖、アルコール、香料、着色料などを添加したものは当然AOCワインから排除されることを宣言するものである。

1935年7月30日のデクレ=ロワの制定を受け、ボルドー、ブルゴーニュ、シャンパーニュをはじめとするフランス国内の主要なワイン産地が、第二次世界大戦までにAOCに登録され、とりわけ1936年6月から37年11月までの間に110件のデクレが定められた⁽⁶⁵⁾。それぞれのワインの産地では、AOC登録にあたり、生産者組合が中心となって生産地域が画定され、また同時に、使用可能なブドウ品種、1ヘクタールあたりの収量、最低アルコール濃度などの生産基準が決められた。

前述のように、各 AOC の生産基準は、各産地の生産者組合の意見を聴いたうえで、CNAO(後の INAO) が決定し、これを政府がデクレの形式で定めることとなっており、その生産基準は、最終的にはデクレに規定されたが、生産者組合の意見を反映したものであった。

まとめにかえて

以上、本稿では、1935 年 7 月 30 日のデクレ=ロワの成立にいたる第三共和制下の諸立法の概要とその背景について敷衍した。そこで、最後に、1935 年のデクレ=ロワによって導入された AOC 制度の意義について、若干論じておきたい。

すでに述べたとおり、AOC 制度の本質は、決められた地理的範囲内で収穫されたブドウのみを原料とし、かつ、定められた品質要件を充たしたワインのみが、当該原産地呼称を使用することができるという点にある。善良な生産者の正当な利益と消費者の保護を目的としたこの制度は、やがてワインや蒸留酒以外の食品・農産物にも対象が広げられ、さらには、フランス以外の生産国、とりわけ EU においても採用されるにいたっている。

また、AOC 制度は、当該製品の原料の生産からはじまって、加工、調整にいたるまで、一連の製造過程のすべてが限定された地域内で行われることを要求するものであるが、実際には、この要件に合致しないながらも社会的評価の高い製品が存在し、そのような製品の産地の呼称を保護するために、地理的表示の概念が生み出された。これにより、スコッチ・ウイスキーのように、スコットランドの蒸溜所で製造されているが、スコットランド以外で収穫された原料も使用する場合もありうる製品の産地の呼称にも保護を及ぼすことが可能となった。

その後、地理的表示の概念は、WTO の TRIPS 協定にも盛り込まれ、WTO

加盟国は、その保護を義務づけられることとなった。これを受けて、日本においても、TRIPS 協定にもとづき、国税庁長官告示により酒類の地理的表示を指定するという対応措置が設けられた。もっとも、実際に日本のワイン産地が地理的表示の指定を受けたのは、2013年の「山梨」が最初であり、TRIPS 協定の成立から20年近く後のことであった。近時は、酒類の地理的表示制度の積極的活用に向けた動きもみられるようになり、2015年6月には「地理的表示基準に関する表示基準」の全部改正案が国税庁から提示されている。

また、酒類は対象から除外されているものの、2014年6月には、農林水産物の地理的表示の保護をめざす「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」、いわゆる地理的表示法が成立し、2015年6月1日に施行された。この法律は、フランスのAOC制度やEUの地理的表示制度から着想を得たものであり、「日本版AOC法」とも呼ばれている。

これらの制度が、日本において、今後どのように運用され、活用されていくかは、長期にわたる継続的な調査を行っていく必要があるが、EUの地理的表示制度のモデルとなったAOC制度が誕生して80周年となる2015年に、日本でも地理的表示法が施行されるにいたったことの意義は、きわめて大きいと評価できよう。

注

- (1) Décret-loi du 30 juillet 1935 relatif à la défense du marché des vins et au régime économique de l'alcool.
- (2) 第三共和制期におけるデクレ＝ロワにつき、辻村みよ子＝糠塚康江『フランス憲法入門』（三省堂、2012年）80頁以下参照。
- (3) Loi du 6 mai 1919 relative à la protection des appellations d'origine.
- (4) 本稿脱稿時の2015年は、このデクレ＝ロワ制定の80周年にあたる。これを記念して、フランスではシンポジウムが開催されたほか、Serge Wolikow et Florian Humbert (dir.), *Une Histoire des vins et des produits d'AOC : L'INAO, de 1935 à nos jours*, Editions Universitaires de Dijon, 2015などの図書も出版された。

フランス第三共和制におけるワイン法の成立

- (5) ジルベール・ガリエ (八木尚子訳) 『ワインの文化史』 (筑摩書房, 2004年) 208頁。
- (6) Marcel Lachiver, *Vins, vignes et vigneron : Histoire du vignoble français*, Fayard, 1988, p. 582.
- (7) ジルベール・ガリエ・前掲書 212頁。
- (8) Marcel Lachiver, *op. cit.*, p. 416.
- (9) ジルベール・ガリエ・前掲書 213頁。
- (10) ジルベール・ガリエ・前掲書 215頁。もっとも、ラングドック産ワインの平均価格は、1870年代は1ヘクトリットルあたり26フランであったのが、1880年代には40フランに跳ね上がったとラシヴェールは指摘している。Marcel Lachiver, *op. cit.*, p. 438.
- (11) ヒュー・ジョンソン (小林章夫訳) 『ワイン物語 (下)』 (平凡社, 2008年) 228頁。
- (12) ヒュー・ジョンソン・前掲書 (下) 254頁。
- (13) Marcel Lachiver, *op. cit.*, pp. 442 et s.
- (14) ヒュー・ジョンソンは、1880年に出版された『ワインを干しブドウからつくる方法』と題する本を引用している。「よく砕いた干しブドウ100キロを用意する。30度に熱した水300リットルを加えて12日間発酵させておく。これを搾ると、アルコール度10～11度の『ワイン』300リットルが得られる。これを濾過し、硫黄で漂白したあと、そのまま市場へ出してもよい。またいちばん安いラングドックの赤と半々に混ぜてもよかった。1881年から、少なくとも200万ヘクトリットルの干しブドウ・ワインが毎年売られた」。ヒュー・ジョンソン・前掲書 (下) 227頁。
- (15) Marcel Lachiver, *op. cit.*, p. 439.
- (16) Marcel Lachiver, *op. cit.*, pp. 419 et s.
- (17) Marcel Lachiver, *op. cit.*, pp. 421 et s.
- (18) 今日では、EUワイン法により、これらの品種の栽培は禁止されている。蛭原健介『はじめてのワイン法』 (虹有社, 2014年) 181頁参照。
- (19) ジルベール・ガリエ・前掲書 213頁。
- (20) ジルベール・ガリエ・前掲書 219頁。
- (21) ヒュー・ジョンソン・前掲書 (下) 289頁。
- (22) Loi du 29 juillet 1884 sur les sucres.
- (23) Loi du 14 août 1889 ayant pour objet d'indiquer au consommateur la nature du produit livré à la consommation sous le nom de vins, et de prévenir les fraudes dans la vente de ce produit.
- (24) 蛭原健介・前掲書 130頁以下参照。
- (25) ジルベール・ガリエ・前掲書 219頁。

- (26) Loi du 24 juillet 1894 relative aux fraudes commises dans la vente des vins. 同法の立法の経緯につき、参照、Michel Vidal, *Les parlementaires, le mouillage et le vinage des vins*, in CAHD – CERDAC, *Histoire et actualités du droit viticole*, Féret, 2010, pp. 23 et s.
- (27) ジルベール・ガリエは、以下のように述べている。「17世紀初めに1ミュイ当たり3リーヴルだったものが、1680年には15リーヴル、1765年には48リーヴルになった。その結果、マコネの〈上物の並ワイン〉の価格は倍に、オルレアンのみずぼらしい赤ワインやオセールの貧弱な白ワインの価格は3倍にはねあがった。小売り価格となると、1パント(930 ml)が8スーを下らなかった。同じくリヨンでは最低5スーだった。〈市門の外のワインの価格は取るに足りない。しかし、ひとたび門を越えるや、それは飲む黄金に変貌する。パリでは、ほんのわずかな量に田舎の小樽一つ分以上の値がついている〉、とこの町を訪れた旅人は伝えている」。ジルベール・ガリエ・前掲書 165 頁以下。
- (28) Loi du 29 décembre 1900 concernant le régime des boissons.
- (29) ジルベール・ガリエによれば、その法律のねらいは、以下のとおりである。「一般の利益に照らし、その健康的な飲み物の消費を促し、今日の危機的状況からブドウ栽培を救わんとするものである。だぶついている収穫の市場への流通、販売を助けるために、その産物に課されていた高額のを軽減する」。ジルベール・ガリエ・前掲書 220 頁。
- (30) 中山俊「1907年の農民運動におけるフランス南部共和派の国民像」二十世紀研究 8号 98 頁。
- (31) Marcel Lachiver, *op. cit.*, p. 469.
- (32) Marcel Lachiver, *op. cit.*, pp. 470 et s.
- (33) Loi du 29 juin 1907 tendant à prévenir le mouillage des vins et les abus de sucrage. 同法につき、参照、Olivier Serra, *Déclaration de récolte et taxation de la chaptalisation*, in Comité d'histoire parlementaire et politique, *Vin et République*, Harmattan, 2009, pp. 182 et s.; Marcel Lachiver, *op. cit.*, pp. 476 et s.
- (34) Loi du 15 juillet 1907 concernant le mouillage et la circulation des vins et le régime des spiritueux.
- (35) Décret du 3 septembre 1907 portant règlement d'administration publique pour l'application de la loi du 1^{er} août 1905, sur la répression des fraudes dans la vente des marchandises et des falsifications des denrées alimentaires et des produits agricoles, en ce qui concerne les vins, les vins mousseux et les eaux-de-vie et spiritueux.
- (36) 安田まり「フランスワインにおける『アベラシオン・ドリジース・コントロール』の意義の変化」明治学院大学法律科学研究年報 27 号 105 頁より引用。

- (37) 安田まり・前掲論文 105 頁。
- (38) La loi du 1^{er} août 1905 sur la répression des fraudes dans la vente des marchandises et des falsifications des denrées alimentaires et des produits agricoles.
- (39) DGCCRF, *La loi du 1^{er} août 1905 : Cent ans de protection des consommateurs*, La Documentation Française, 2007.
- (40) La loi du 8 août 1908 modifiant l'article 11 de la loi du 1^{er} août 1905 sur la répression des fraudes dans la vente des marchandises et des falsifications des denrées alimentaires et des produits agricoles et complétant cette loi par un article additionnel.
- (41) Gilles Trimaille, La Loi du 6 mai 1919 relative à la protection des appellations d'origine et la difficile définition des «usages locaux, loyaux et constants», in Serge Wolikow et Olivier Jacquet (dir.), *Territoires et terroirs du vin du XVIIIe au XXIe siècles*, Editions Universitaires de Dijon, 2011, p. 135.
- (42) Norbert Olszak, *Droit des appellations d'origine et indications de provenance*, Tec & Doc, 2001, pp. 7 et s.
- (43) Alexandre Niess, Champagne rouge, Champagne sang. De l'épineuse question de la définition du vigneron champenois (1908-1914), in *Vin et République*, précité, pp. 97 et s ; Marcel Lachiver, *op. cit.*, pp. 477 et s.
- (44) Loi du 10 février 1911 fixant les mesures à prendre dans la région délimitée pour garantir l'origine des vins de Champagne.
- (45) Alexandre Niess, *op. cit.*, pp. 105 et s ; Marcel Lachiver, *op. cit.*, pp. 478 et s.
- (46) Décret du 7 juin 1911 désignant les territoires qui constituent une région dénommée «Champagne deuxième zone» et entièrement distincte de la région «Champagne», qui a été délimitée par le décret du 17 décembre 1908 et qui est seule soumise au régime de la loi du 10 février 1911.
- (47) Loi du 22 juillet 1927 tendant à compléter la loi du 6 mai relative à la protection des appellations d'origine. 参照, Silvie Diart-Boucher, La plantation des vignes en Champagne, in Théodore Georgopoulos (dir.), *La Champagne viticole : quelles spécificités juridiques?*, Mare & Martin, 2012, pp. 81 et s. ジルベール・ガリエ・前掲書 234 頁以下。
- (48) 安田まり・前掲論文 106 頁以下。
- (49) Gérard Aubin, Une Assemblée départementale en lutte contre le pouvoir central, in CERDAC – CAHD, *Les pouvoirs publics, la vigne et le vin*, Féret, 2008, pp. 21 et s ; Sophie Delbrel, Le Lot-et-Garonne face à la délimitation de l'appellation Bordeaux, in *Les pouvoirs publics, la vigne et le vin*, précité, pp. 33 et s.
- (50) 安田まり・前掲論文 107 頁より引用。

- (51) 安田まり・前掲論文 107 頁。
- (52) Décret du 18 février 1911 portant règlement d'administration publique pour la délimitation de la région ayant pour ses vins un droit exclusif à l'appellation Bordeaux.
- (53) Gilles Trimaille, *op. cit.*, p. 136.
- (54) 安田まり・前掲書 111 頁以下。
- (55) Chambre des députés, 1ère séance du 20 novembre 1913. 安田まり・前掲論文 112 頁より引用。
- (56) 1919 年法制定の経緯については、参照、Jean-Marc Bagnol, Aux origines de la mise en place du CNAO : Trente années de lutte pour les élus du vin, in *Une Histoire des vins et des produits d'AOC : L'INAO, de 1935 à nos jours*, précité, pp. 30 et s.
- (57) Gilles Trimaille, *op. cit.*, p. 138.
- (58) Cour de Cassation, Chambre civile, 26 et 27 mai 1925.
- (59) Gilles Trimaille, *op. cit.*, p. 142.
- (60) Gilles Trimaille, *op. cit.*, p. 143.
- (61) Loi du 22 juillet 1927 tendant à compléter la loi du 6 mai relative à la protection des appellations d'origine. 1927 年の改正につき、参照、Jean-Marc Bagnol, *op. cit.*, pp. 34 et s.
- (62) 高橋梯二「フランス原産地呼称に関する法制度の発展」のびゆく農業 983 号 24 頁以下参照。
- (63) Bruno Marnot, Joseph Capus et la législation sur les appellations d'origine contrôlée, in CERVIN, *Les territoires de la vigne et du vin*, Féret, 2002, pp. 133 et s. 高橋梯二・前掲論文 26 頁以下参照。
- (64) AOC 法制定の経緯について、山本博 = 高橋梯二 = 蛭原健介『世界のワイン法』（日本評論社、2009）74 頁以下、高橋梯二・前掲論文参照。
- (65) Florian Humbert, La naissance du système des AOC, in Serge Wolikow et Olivier Jacquet (dir.), *op. cit.*, pp. 330 et s.